分担研究報告書

産業保健師等の継続教育に関する研究

研究分担者 五十嵐千代·三好智美 研究代表者 荒木田美香子

厚生労働科学研究費補助金(労働安全衛生総合研究事業) (産業保健分野のポピュレーションアプローチ推進手法の開発と産業保健 師等の継続教育に関する研究)

厚生労働科学研究費補助金(労働安全衛生総合研究事業) (産業保健分野のポピュレーションアプローチ推進手法の開発と 産業保健師等の継続教育に関する研究) 分担研究報告書

産業保健師等の継続教育に関する研究

研究分担者 五十嵐千代 東京工科大学医療保健学部 研究分担者 三好 智美 東京工科大学医療保健学部 研究代表者 荒木田美香子 国際医療福祉大学小田原保健医療学部

研究要旨:本研究の目的は、健康・安全なバリアフリー職場の創造 を実現するために、労働者の実態(高齢労働者増加等)に合わせた、職場ぐるみの対策(ポピュレーションアプローチ、以下 PA)を効果的に実践できる有能な産業保健師等を育成するためのキャリアラダーを開発することである。今年度は、産業保健師等のキャリアラダー(案)を作成することとした。先行文献の文献検討を行い、産業保健師等のキャリアラダー(案)を作成し、産業保健(看護)の有識者・先駆的実践者にグループインタビューを行い、キャリアラダー(案)の修正を行った。今後は、修正したキャリアラダー(案)を使用して、新人および経験5年目の産業保健師に教育を行い、その効果を評価し、再度キャリアラダー(案)を修正し、最終(案)を作成する予定である。

A. **目的**

近年、60歳以上の高年齢労働者の数は、急激に増加している。平成13年から平成22年の10年間では、476万人から754万人と60%近く増加している1)。また、労働災害に占める60歳以上の割合も増加している2)。高齢労働者は、視覚、平衡機能の衰えにも関わらず、自己の健康体力への過信が労働災害の一因といわれている。60歳以上の高年齢労働者は、労働者のさらなる増加が予想されるため、職場できらなる増加が予想されるため、労働者環境づくりや健康づくりと共に、労働者は、労働者に伴う心身の変化を意識化まる場が必要である3)。よって、健康・

安全なバリアフリー職場の創造 は喫緊の課題であり、特定のリスクをもった人への対応(ハイリスクアプローチ)だけでなく労働者の健康確保に向けた職場ぐるみの対策(ポピュレーションアプローチ、以下 PA と略す)が必要である。その実現にあたっては、PA を実践できる産業保健師等の人材育成が必要である。

現在、産業保健看護職への教育は、日本産業衛生学会看護部会開催の産業保健経験2年以上への教育と、日本看護協会開催の経験10年以上への教育のみである。その結果、PAの質の保障は、個々の産業保健師等の能力に任せられているのが現状である。質の高いPAを実践するためには、新任期からの系統的な教育が必要で

あり、そのためには、自己学習の目標ともなる各時期のキャリアラダーの作成が求められる。よって、系統的かつ段階的な教育プログラムの構築するためにも、産業保健師等のキャリアラダーを開発することは意義があり、労働者の健康管理への貢献も期待できる。

そこで、本研究の目的は、 健康・安全なバリアフリー職場の創造 を実現するために、労働者の実態(高齢労働者増加等)に合わせた、職場ぐるみの対策(PA)を効果的に実践できる有能な産業保健師等を育成するためのキャリアラダー(案)を開発することとした。

B.方法

文献 ^{6)~9)}の検討により、看護職(行政保健師、助産師、看護師も含む)のキャリアラダーについて文献検討を行い、それをもとに産業保健師等のキャリアラダー(案)を作成する。産業保健分野の有識者にグループインタビューを行い、作成したキャリアラダー(案)についての意見を聴取後、キャリアラダー(案)について検討、修正を行う。

キャリアラダーとは、当該組織の人的 資源管理ならびに総合的な人材開発を目 的とした個人支援システムであると定義 した。

倫理的配慮

グループインタビュ は、研究者の所属、研究目的と意義、研究方法、研究協力の同意を得る方法、対象者個人の人権擁護(匿名性等)研究に協力しない場合でも不利益は得ないこと、協力の撤回はいつでもできること、データの管理方法

(鍵のかかる場所への保管・パソコンは ロックをかける等)について口頭と文書 で説明し、同意を得た上で実施した。国 際医療福祉大学の倫理委員会の承認を得 た。

C. 結果

キャリアラダーの項目は、新人保健師 の到達目標⁶⁾の「専門職としての能力 ・

・ 」を産業保健での労働衛生 5 管理の分野 ¹⁰⁾とし、「組織人としての能力」、「自己管理・自己啓発に関する能力」とした。経験年数別では、新人期(新任期~5 年未満)、マスター(一人前)(5 年以上 10 年未満)、リーダー(10 年以上15 年未満)、エキスパート(15 年以上)とした。

グループインタビュー対象者は先駆的活動をしている産業保健師 7 名で、所属は大学研究者 1 名、大企業での管理職 4 名、大学保健センター1 名、外部労働衛生機関 1 名だった。いずれも、産業保健分野の経験は20年以上の者であった。インタビューは、「産業保健師キャリアラダーイメージ図」「キャリアラダー(案)」を提示して実施した。インタビュー内容は同意を得た上で録音を行った。インタビュー時間は約2時間だった。

その後、インタビュー結果を研究班メンバーに報告し、意見を聴取した。

1)グループインタビュー結果

「産業保健師キャリアラダーイメージ図」(図1)

・キャリアラダーについては、全員賛

成であった

- ・新任期が1年~4年、5年ぐらいで概ねの業務について自立して遂行することができる。10年位で職場や地域でのリーダー的役割を果たせるようになる。10年目には、どのような所属にいても、労働衛生5管理を十分に展開できる能力と、包括的な視点で管理ができるベーシックマネジメントを経る。
- ・その後、マネジメントかスペシャリストに分かれていく。事業場所属の産業保健師は事業場内での管理者としてのマネジメントコースから、15年以上で経営層などと連携したりできるようになるなどのエキスパートとしている。
- ・ベーシックマネジメントから、たとえば、外部専門機関の産業保健師などは保健指導や健康教育など、労働衛生5管理の一部であるが卓越した保健師としての知識や技術を発揮していく者は、スペシャリストコースに進んでいく。ここには、労働衛生コンサルタントを取得していく者も含まれる。労働衛生コンサルタントはあくまでも、保健師としての看護を特徴とした労働衛生コンサルタントをさす。
- ・産業保健師のキャリアラダーの 10 年 目には、労働衛生コンサルタントが取得 できる能力を備えていること、公益社団 法人日本看護協会での中堅期リーダー研 修会に参加できる能力を備えていること を設定としている。

- ・グループインタビューでの事業場所 属の産業保健師や、大学研究者からは、 10年目の労働衛生コンサルタントの取得 は、能力を担保するひとつの資格である が、産業保健師のキャリアラダーに必須 のものではないという意見が多かった。 つまり産業保健師は、衛生管理者的なこ とから、労働衛生コンサルタントは外部 労働衛生機関所属の保健師のように、必 要に応じて取得する資格であるべきとの 意見が多く寄せられた。
 - 「キャリアラダー(案)」について
- ・キャリアラダーの項目を労働衛生 5 管理にしていることは、全員賛成であっ た。
- ・キャリアを積み重ねる土台として、 保健師としてのあるべき姿や保健師のコ アコンピテンシーや企業の中での産業保 健師としての立ち位置、役割を理解して いないと、その後のキャリアが積みあが らない。狭い仕事しかできず、創造的か つ発展的な仕事ができないことから、マ ネジメントレベルにいけない。
- ・総括管理の緊急事態への対応には健 康危機管理という言葉を入れる。
- ・予算管理は事業場の保健指導計画の施策・立案とする。
- ・健康管理に「特別な配慮が必要な障害をもつ人への支援」
 - ・健康管理に救命救急対応を入れる。
 - ・健康管理に、国の施策と連動したへ

ルスプロモーションを入れる。

- ・健康管理に有害業務に関する知識・技術をいれる。
- ・作業管理には、作業方法、労務、働き方が入る。
- ・自己研鑽はスタッフディベロップメントとし、専門職業人としてのビジネスマナーやビジネススキルが必要。合意形成していけるコミュニケーションスキルなども必要となる。
- ・1年目には、保健指導、標準的な保健指導、基本的な救命救急は自立してできるとする。
- ・5年目になると、産業保健師としての 位置付けをしっかり持ちながら、関係者 や関係機関との連携や巻き込みをしなが ら、問題解決できる能力が基本となる。
- ・労働の多様性への対応、ダイバーシ ティという概念をいれたい。
- ・倫理のリーダー期には管理者として の倫理観というように深まっていく。
- 2)研究班によるディスカッション
- ・健康管理の休職、復職支援などに両 立支援をいれる
- ・健康管理の事後措置などに医療機関との連携を入れる。
- ・平成23年2月厚生労働省からだされた新人看護職研修ガイドライン~保健師編~の新人保健師の到達目標とキャリアラダーの1年目との整合性をはかる。また、保健師活動実践能力の構造にある「専門職としての能力」「組織人としての能

力」「自己管理・自己啓発に関する能力」という言葉を使用する。

- ・メンタルヘルス対策については、1 年目ストレスチェックとその対応ができ るとする。
- ・ヘルスプロモーションの中に THP の 概念を入れる。
- ・外部資源の活用や地域職域連携の考 え方を入れる。
 - ・有害業務の対応を入れる。
- ・1 年目には第 1 種衛生管理者の役割が果たせるようにする。

以上のような意見がだされ、原案のキャリアラダー案を修正し、産業保健師のキャリアラダーを作成した(表1)。

D. **考察**

なる。また、キャリアラダーが上位レベルになればなるほど、その能力はさらに、産業保健師の場合の「組織人としての能力」は特に重要な能力で、事業場所属の場合は自分が置かれている立ち位置と企業保健のがあるといえる。また、キャリアラダーが上位に産業保健の場合の「組織人としての能力で、ないないの保健師のはないではの保健師としての特徴があるといえる。

平成 26 年度は、実際に産業保健師に研修をおこない、産業保健師のキャリアラダーについて精査し完成に導きたい。

F. 引用・参考文献

- 1)総務省:「労働力調査」平成25年.
- 2)厚生労働省:「労働安全衛生基本調査」 平成22年.
- 3)厚生労働省労働基準局安全衛生部計画 課:第12次労働災害防止計画、厚生労 動省、平成25年
- 4) 佐伯和子: 平成 19 年度厚生労働科学研究報告書「保健師指導者の人材育成プログラムの開発」
- 5)厚生労働省;「新人看護職研修ガイドライン」平成23年
- 6)厚生労働省;「新人看護職研修ガイドライン~保健師編~」平成23年
- 7)日本看護協会;「新卒助産師研修ガイド」平成24年

- 8)日本看護協会;「平成 26 年度日本看護協会教育計画」協会ニュース、 2013.12.15
- 9) 荒木田美香子:産業保健師におけるキャリア開発の方向性、
- 10)五十嵐千代:産業看護活動,第2版 最新地域看護学,p42、日本看護協会 出版会,2010.

G. 研究発表

平成 25 年度は該当なし

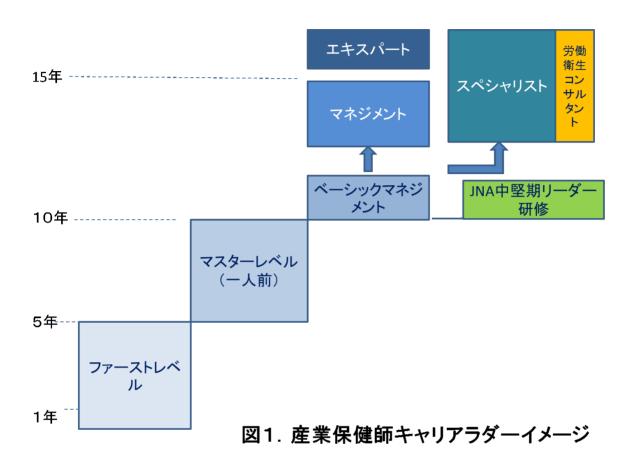


表1-1.産業保健師のキャリアラダー(案) 専門職としての能力 総括管理 組織ヘヘルスポリ

項	i目	職場 ア セスメント	体制整備、 運営	緊急事態への対 応	職場巡視(リスク アセスメント)	適正配置	保健事業計画の 施策の立案	情報管理	組織へヘルスボリ シーへの参画(C SRへの貢献)
ファー ストレベル	初心者 1年目	身体的,精神的, 的・社会文化的, 環境的側面から 客観的・主観的情報を収集し、事業 場の健康のアセ スメントができ る。。	委員として安全衛 生委員会に参加 し、他部門と連携 できる。	ニュアルに従い、	職場の健康課題	て、配慮すべき事 項について説明で	施策について、予	ができ、指導のも	健康に関する方 針と、健全な安全 衛生体制のため に、経営層などに 提案することが必 要であることを理 解している。
(新任期)(~4年)	新人	身体的、精神的, 的・社会的。 時期ではから 容観的・主観的情報を収集し、アセ スメントができる。 とができる。	・組織内の他部門 との連携が行え	ニュアルに従い、 初期の救急対応 ができる。	職場の健康課題	援および配置後	の保健事業計画 の施策の立案に 対し、予算の計画		
人前) (5年~)	レベル	身体的,精神的, 的・社会文化的, 環境的側面から 客観的・主観的情報を収集し、アセ スメントができ、でき、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	の委員としてその 運営に参画し、積 極的に発言することができる。 ・事業場内の他部 門との連携が行	し、行動できる。	職場の健康課題	る支援および配 置後の適応状況		業務上知り得た 個人情報の管理 ができ、自身の産 業保健活動に関 する情報管理が 行える。	健康に関する方 針と、健全な安全 衛生体制層などに と、経営ることをあることをある自身事 がれている事でいる。 の状況にすることが理 なびがある。
() (£)	ヺ 1 1 0 =	身体的,精神的, 的・社会文化的, 環境的的・主し、 客観的・主し、 を観り、集のでき、 場のというでき、 場のというでき、 場のは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	の委員としてその 運営に参画し、積 極的に発言するこ とができる。 ・事業場内外の他	に事業場内の有 効な指示系統を 把握し、情報の把 握と報告を行い、	事業場の複合的な健康課題を明ら	援および配置後	組織の予算計画	自身が所属する 組織の情報を管 理することができ る。	・健康に関する方針と、健康に関する方針と、健全な安全衛生体制のために、経営ることを対した。というでは、はいうでは、というでは、はいうでは、というでは、はいうでは、はいうでは、はいうでは、というでは、はいいうでは、はいいうでは、はいいうでは、はいいうでは、はいいうでは、はいいうでは、はいいうでは、はいいうでは、はいいうでは、はいいうでは、はいいうでは、はいいうでは、はいいうでは、はいいいは、はいいいは、はいいいは、はいいいは、はいいは、は
エキスパート (15年~)		場の健康のアセ スメントができ、多	の整備運営に参画することができる。 ・事業場内外の他部門と円滑に連携するための体制を整えることが	連携をとり情報を 適切に処理し、的	視を支援し、必要 時、健康課題の 明確化およびそ の解決について スーパーバイズが	の支援および配 置後の適応状況 等についてスー	事業場全体の予算管理を把握し、 年間計画の立案 および管理が行え、また必要時、 予算獲得のため の活動が行える。	業務上知り得た個人情報の管理ができ、事業場全体の情報管理について把握し、必要時管理体制の刷新ができる。	健康に関する方 針と、健全な安全 衛生体制のため に、自分があかれ ている事業場の 状況についてアセ スメントでき、問題 解決の方法がわ かっており、経営 層等に提言でき る。

表1-2.産業保健師のキャリアラダー(案)続き

	校1-2. 屋架体運即のキャリアフター(条) 跳さ 専門職としての能力											
		等門幅といくの能力										
項目	健康管理業務の企画・ 運営・評価	健康診断	事後措置	有害業務への対応	休職・復職への対応	特別な配慮を必要とす る人への支援	海外派遣労働者の健 康管理	過重労働対策	メンタルヘルス対策	感染症、 食中毒 対策	健康教育	ヘルスプロモーション・ 健康づくり
ファーストレベ	い、職場に必要な健康 管理業務を実践でき る。	要な一般健康診断、特 殊健康診断等の健康	て把握し、一般的な健 康課題に対する事後指 導(対個人)である狭義	について説明でき、そ れに従事する者に対		障害者や、高齢労働者	援方法を理解し、標準	事業場の過重労働対 策について理解し、標準的な対応できる。	ス対策について理解 し、個人・集団に対して	事業場の感染症、食中 毒対策について理解 し、標準的な対応でき る。	指導のもと、標準的な 健康教育を企画し、実 施、評価できる	国が進める健康づくり施策や地域連携など説明ができ、事業場内の健康情報を分析しながら、アセスメントできる
ル(新任期)(~4年)	にすることができる。	5.		について説明でき、それに従事する者に対し、特殊健康診断やその職場の安全衛生のの職場の安全衛生のできた改善策の提案ができる	医療機関と連携をはかりながら、休職、復職への対応ができる。	障害者や、高齢労働者 など、特別な配慮を有 する個人に対し、指導 のもの両立支援でき る。		対策の計画立案・実施・評価ができる。 ・・個別の事例に対し、指導が行える。	る。 ・個別の事例に対し、指導が行える。	食中毒対策の対象者 の把握および対策の計 画立案・実施・評価がで きる。 ・個別の事例に対し、指 導が行える。		施策や地域職域連携など説明ができ、事業場内の健康情報を分析しながら、アセスメントできる
(一人前) (5年~) マスターレベル	事業場の健康管理上 の問題を明らかにし、 必要な指導等が行え る。	一般健康診断、特殊健康診断等の企画、計画、実施、評価できる。	いて把握し、健康課題 に対する事後指導(対 個人)である狭義の保 健指導が行える。	事業場内外のさまざま な有害業務に関する知 誠を有し、従事する者 に対し特殊健康診断や その職場の安全衛生 の評価と改善策の提案 ができる。有書業務に 関連する体制やシステ ムなどを構築したり、改 変できる	携し、休職、復職への 対応ができる。	障害者や、高齢労働者	他部門と連携し、海外派遣労働者の健康管理ができる。	把握および対策の計画 立案・実施・評価ができ る。	策の計画立案・実施・ 評価ができる。	・感染症、食中毒対策 の対象者の把握および 対策の計画立案 実 施・評価ができる。 ・個別の事例に対し、指 導が行える。	いく意味を説明できる。 ・健康教育を適切に計	国が進める健康づくり 施策や地域職域連携な を活用しながら、事業 場内の健康問題をアセ スメントし、健康づくり活動として企画立案、実 施、評価ができる
リー ダー (10年~)	職場の健康管理上の 問題を明らかにし、必 要な指導等が行える。	組織全体に必要な一般健康診断、特殊健康診断、特殊健康診断の年間計画を立案することができる。	いて把握し、困難な事 例を含め、全ての問題	事業場内外の有害業務に従事する者に対し、特殊健康診断やその職場の職場の提案を衛生の評価と改善策の提案ができる。有害業務に関連する体制やシステムなどを構築したり、改変できる	困難な事例において も、他部門と連携し、休 職、復職への対応がで きる。		も、他部門と連携し、海 外派遣労働者の健康 管理ができる。	も、過重労働の対象者	の対象者の把握および	策の対象者の把握およ	康教育を企画できる。 健康教育を適切に実	国が進める健康では 施策や地域、連携などを活用しながら、事業 場内の健康問題をフィットし、 原文(り活動として値がで まる。実施、評価である。 要が、関係してがで を、実施、評価できる。 ができる。
エキスパート (15年~)	スーパーパイズ、他部門との連携が行える。・健康管理システムの構築に、積極的に参与できる。	健康診断、特殊健康診断等の健康診断の年間計画を立案することができる。 ・新たな健康課題に対する一般健康診断、特	健康管理上の問題への事後指導において、スーパーパイズ、他部門との連携が55、特殊・健康診断、特殊・健康診断の健康診断事後指導システムの構築に積極的に参与で	事業場内外の様々な有 審業務に従事する者に 対し、特殊健康診断や その職場の安全の提案 ができる。有害業務に 関連する体制やシステ ムなどを構築したり、改 変できる	について、スーパーパイズが行える。 ・医療機関や他部門と連携し、休職、復職への対応についてのシステム構築が行える。	障害者や、高齢労働者など、特別な配慮を有する人への両立支援のため、事業場内に支援のための仕組みをつくり、就業規則などにも言		て、スーパーバイズが 行える。 ・他部門と連携し、過重 労働対策について、年 間計画の立案、また、	ズが行える。 ・他部門と連携し、メン	について、スーパーバ イズが行える。 ・他部門と連携し、感染	・事業場全体の分析、 職場診断から、戦略的 かつ広範に健康教育を 企画できる・健康教育 を適切に実施・評価し、 成果につなげることが でき、その後改善しな がら次につなげる。	どを活用しながら、事業

表1-3.産業保健師のキャリアラダー(案)続き

		表1-3.産業保健師の牛1	7リアフター(乗) 続き 専門職としての能力			l é	目己管理·自己啓発に関する能力		
	サニュルがこの くべい 服り								
項目		作業環境管理	作業管理	労働衛生教育	組織人としての 能力	専門性の向上	倫理	研究	
ファーストレベ	初心者1年目	報収集を行い、アセスメント し、職場の作業環境上の問題	作業管理について理解し、事業場内で行われている作業 の危険・有害因子について把握できる。	し、事業場に必要な労働衛生	・事業場の理念・目標・役割・機能・基本方針・意思決定機構について説明できる。・担当業務の法的根拠等を説明できる。・実施じた業務について上司に報告、相談できる。	ることができる。		自身の産業保健活動の中から疑問点等を見いだし、文章 化できる。	
ル(新任期)(~4年)	新人	・事業場の作業環境測定や情報収集を行い、アセスメントし、職場の作業環境上の問題を明らかにすることができる。・快適職場などについて職場に指導が行える。		標準的な労働衛生教育について計画立案・実施・評価ができる。				疑問に思った事柄について、 文献検討等を行い、研究テーマを設定できる。	
(一人前) (5年~)		・事業場の作業環境上の問題を明らかにし、必要な解決策について提言できる。 ・快適職場などについて職場に指導が行える。	を明らかにし、必要な解決策	必要な労働衛生教育につい て計画立案・実施・評価がで きる。	・事業場の理念・目標・役割・機能・基本方針・意思決定機構について説明できる。・担当業務の法的根拠等を説明できる。・業務について上司に報告、相談できる。	ることができる・指導のもと、 学会発表ができる		指導のもと、研究テーマを設定し、研究を展開し、学会発表を行うことができる。	
, 1	1 0 =	の作業環境上の問題を明ら	必要な解決策について提言できる。	より複雑な事例についても、必要な労働衛生教育について計画立案・実施・評価ができる。	・事業場の理念・目標・役割・機能・基本方針・意思決定機構に基づきながら、企業人としての規範を身に付け、関連する部署や人と連携、協働できる。組織内でリーダーシップをとりながら部下の管理業務を遂行できる。	ることができる・自立して、学 会発表ができる・学会や研修 会などで、シンポジストなどの		・自分の研究テーマについて 継続的に研究を行い、研究成 果を学会発表、論文投稿を行 うことができる。 研究成果を保健事業に活用 できる。 総的に研究に取り組むため のリーダーシップが取れる。 スタッフの研究の指導ができ る。	
エキスパート (15年~)		・明5かになった作業環境上の問題の解決策の実施について、スーパーパイズ、他部門との連携が行える。・快適職場などの職場への指導について、スーパーパイズが行える。	問題の解決策の実施について、スーパーパイズ、他部門との連携が行える。	必要な労働衛生教育について、スーパーパイズが行える。 他部門と連携し、必要な労働衛生教育の計画立案・実施・評価について、年間計画の立案、また、システム構築が行える。	・事業場の理念・目標・役割・機能・基本方針・意思決定機構に基づきながら、企業人としての規範を身に付け、経営に関係する部署や人と連携、協働できる。事業場内でリーシップをとりながら包括的な管理業務を遂行できる。	会などで、シンポジストなどの 役割が果たせる・学会などで	ち、事業場内の管理職として	・組織的に研究を行い、学会 発表・論文投稿ができる。 ・研究成果を保健事業に活用 できる。 組 織的に研究に取り組むため のリーダーシップが取れる。 スタッフの研究の指導ができ る。	